

## 小選挙区比例代表並立制

### Q:「小選挙区比例代表並立制」とは？

衆議院議員の選挙では、全国300の選挙区に区分して各1人、300人を選ぶ「小選挙区制」と全国を11のブロックに分け、政党に投票し、各政党の得票に応じて候補者名簿の上位から順に当選者を決め、180人を選ぶ「比例代表制」の二つを平行して行う選挙制度が1996年10月の選挙から実施されました。

### Q:なぜ、日本は「小選挙区比例代表並立制」を取り入れたの？

当時、政治腐敗事件の続発により、政治腐敗の原因となる金のかかる選挙を改善する必要が生じました。従来の中選挙区制は、選挙区から複数当選できるため、同じ政党の候補者が政策より地元へのサービスで競う派閥選挙になり金がかかるものでした。このため、選挙区が小さく候補者のみえる「小選挙区制」が考えられました。しかし、この制度は、「死票」が多くなるため、民意が正確に議席に反映される「比例代表制」との並立が実施されたのです。

### Q:選挙結果からこの制度の問題点は？

この選挙制度は、立候補者が、小選挙区選挙と比例代表選挙に重複して立候補できます。重複候補は小選挙区で当選すれば比例名簿から除外され、落選した場合には、名簿順に（同一順位の場合は、小選挙区で当選者の得票数に対する得票数の割合（惜敗率）が高い順に）救済されます。この結果、小選挙区で否定されても比例で復活したり、東京ブロックでは、自民党の名簿搭載者が不足し、社民党に議席が与えられる問題も起こりました。また、昨年の小選挙区選挙では、自民・公明が227議席を獲得し野党73議席に対して圧勝しました。しかし、得票率では、自民・公明49.2%に対して野党は50.8%と逆転しています。比例区では、自民・公明で51.5%（100議席）に対して野党は48.5%（80議席）でした。得票数が「民意」と考えると、今回の自民党の歴史的圧勝は小選挙区制という選挙制度の欠陥による表面的現象ともいえます。

注）ドイツの「小選挙区比例代表併用制」は、日本と違い、政党の得票に比例して議席が配分され、小選挙区で議席を得た政党は、その分だけ比例議席を失うため、比例代表制の性質はゆがめられません。

九州	中国	北陸信越	東北	北海道
福岡 11	鳥取 2	新潟 6	青森 4	小選挙区 12
佐賀 3	島根 2	富山 3	岩手 4	比例代表 8
長崎 4	岡山 5	石川 3	宮城 6	
熊本 5	広島 7	福井 3	秋田 3	
大分 3	山口 4	長野 5	山形 3	
宮崎 3	小選挙区 20	小選挙区 20	福島 5	
鹿児島 5	比例代表 11	比例代表 11	小選挙区 25	
沖縄 4			比例代表 14	
小選挙区 38				
比例代表 21				
衆議院定数 480				
議席配分				
	近畿	東海	南関東	北関東
	滋賀 4	岐阜 5	千葉 13	茨城 7
	京都 6	静岡 12	神奈川 18	栃木 5
	徳島 3	愛知 15	山梨 3	群馬 5
	香川 3	三重 5		埼玉 15
	愛媛 4			小選挙区 32
	高知 3			比例代表 20
	和歌山 3			
	小選挙区 13	小選挙区 48	小選挙区 33	小選挙区 25
	比例代表 6	比例代表 29	比例代表 21	比例代表 17
			小選挙区 34	
			比例代表 22	
				東京
				小選挙区 25
				比例代表 17

### 2005年9月衆議院選挙結果

(小選挙区 定数300)

	得票率 (%)	議員占有率 (%)	議席数
自民	47.8	73.0	219
公明	1.4	2.7	8
民主	36.4	17.3	52
共産	7.3	0	0
社民	1.5	0.3	1
国新	0.6	0.6	2
新日	0.2	0	0
その他	4.8	6.0	18